

2 日米防衛協力に関する政府の対応

(1) 新たな「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の概要

平成9年9月24日発表

【指針の目的】

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築することである。

また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

【基本的な前提及び考え方】

指針及びその下で行われる取組みは、次の基本的な前提及び考え方に従う。

- 1 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的枠組みは、変更されない。
- 2 日本のすべての行為は、憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本の方針に従って行われる。
- 3 日米両国のすべての行為は、国際法の基本原則、国連憲章に関連する国際約束に合致するものである。
- 4 指針及びその下で行われる取組みは、日米両国政府に立法上、予算上又は行政上の措置を義務付けるものでないが、日米両国政府が各々の判断に従い具体的な政策や措置に適切に反映させることが期待される。

【平素から行う協力】

日米両国政府は、日米安全保障体制を堅持し、各々所要の防衛態勢の維持に努める。

日米両国政府は、平素から様々な分野での協力（日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取極に基づく相互支援活動を含む。）を充実する。

1 情報交換及び政策協議

日米両国政府は、アジア太平洋地域の情勢を中心とする国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策、軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

2 安全保障面での種々の協力

日米両国政府は、安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮の活動を促進し、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、必要に応じて密接に協力する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が緊急援助活動を行う場合は、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

3 日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。

日米両国政府は、共同作業を検証するとともに、共同演習・訓練を強化する。

日米両国政府は、緊急事態において関係機関が関与する日米間の調整メカニズムを構築しておく。

【日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等】

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。

日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期に

これを排除する。

1 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化し、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。

日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。

日米両国政府は、情報収集及び監視活動を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

(1) 整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

(イ) 日本は日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、米国は日本に対して適切に協力する。

(ロ) 自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、双方は整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。

自衛隊は主として、日本の領海及び周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は自衛隊の行う作戦を支援する。

(ハ) 米国は兵力を適時に来援させ、日本はこれを促進するための基盤を構築し、維持する。

(2) 作戦構想

(イ) 日本に対する航空侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

(ロ) 日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

(ハ) 日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

(ニ) その他の脅威への対応

自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するため密接に協力し調整する。

(3) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(イ) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。

(ロ) 日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。

(ハ) 通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(ニ) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。

(ホ) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効果的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政

府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮する。

補給 米国は米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は日本国内における補給品の取得を支援する。

輸送 日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送活動について、緊密に協力する。

整備 日本は日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米国は日本の整備能力及ばないものについて支援を行う。

施設 日本は、必要に応じ、日米安保条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。

自衛隊及び米軍は、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

衛生 日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

【日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力】

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。

日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

1 周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化する。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。

また、合意された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。

2 周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。

日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、次のとおりである。（別表参照）

(1) 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

(イ) 救難活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救難活動を行う。

(ロ) 捜索・救難

日米両国政府は、捜索・救難活動について協力する。

日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において捜索・救難活動を実施する。

(ハ) 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。

日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。

(ニ) 国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動（情報交換及び国連安保理決議に基づいて行われる船舶の検査）に対し、各々の

基準に従って寄与し、適切に協力する。

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

(1) 施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(ロ) 後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。

後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本周囲の公海及びその上空において行われることも考えられる。

後方地域支援を行うに当たっては、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。

(3) 運用面における日米協力

自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。

米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

【指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み】

日米両国政府は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議を含むあらゆる機会をとらえて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための以下の2つのメカニズムを構築する。

第一に、日米両国政府は、計画について検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため、自衛隊及び米軍のみならず各々の政府の関係機関が関与する包括的なメカニズムを構築する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

双方の関係機関の関与を得て構築される包括的メカニズムにおいては、次の共同作業を計画的かつ効率的に進める。

(1) 共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合のとれた行動を円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から共同作戦計画についての検討を行う。

日米両国政府は、周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から相互協力計画についての検討を行う。

日米両国政府は、共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るようにする。

(2) 準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素から確立する。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により、共通の準備段階が選択される。

同様に、周辺事態における協力措置の準備に関しても、共通の準備段階を選択し得るよう、共通の基準を確立する。

(3) 共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的

に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。

2 日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

【指針の適時かつ適切な見直し】

日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す。

周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例（別表）

機能及び分野		協力項目例	
日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力	救援活動及び避難民への対応のための措置	被災地への人員及び補給品の輸送 被災地における衛生、通信及び輸送 避難民の救援及び輸送のための活動並びに避難民に対する応急物資の支給	
	捜索・救難	日本領域及び日本の周囲の海域における捜索・救難活動並びにこれに関する情報の交換	
	非戦闘員を退避させるための活動	情報の交換並びに非戦闘員との連絡及び非戦闘員の集結・輸送 非戦闘員の輸送のための米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 非戦闘員の日本入国時の通関、出入国管理及び検疫 日本国内における一時的な宿泊、輸送及び衛生に係る非戦闘員への援助	
	国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動	経済制裁の実効性を確保するために国際連合安全保障理事会決議に基づいて行われる船舶の検査及びこのような検査に関連する活動 情報の交換	
米軍の活動に対する日本の支援	施設の使用	補給等を目的とする米航空機・船舶による自衛隊施設及び民間空港・港湾の使用 自衛隊施設及び民間空港・港湾における米国による人員及び物資の積卸しに必要な場所及び保管施設の確保 米航空機・船舶による使用のための自衛隊施設及び民間空港・港湾の運用時間の延長 米航空機による自衛隊の飛行場の使用 訓練・演習空域の提供 米軍施設・区域内における事務所・宿泊所等の建設	
	後方地域支援	補給	自衛隊施設及び民間空港・港湾における米航空機・船舶に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供 米軍施設・区域に対する物資（武器・弾薬を除く。）及び燃料・油脂・潤滑油の提供
		輸送	人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の日本国内における陸上・海上・航空輸送 公海上の米船舶に対する人員、物資及び燃料・油脂・潤滑

機能及び分野		協力項目例
		油の海上輸送 人員、物資及び燃料・油脂・潤滑油の輸送のための車両及びクレーンの使用
	整備	米航空機・船舶・車両の修理・整備 修理部品の提供 整備用資器材一時提供
	衛生	日本国内における傷病者の治療 日本国内における傷病者の輸送 医薬品及び衛生機具の提供
	警備	米軍施設・区域の警備 米軍施設・区域の周囲の海域の警戒監視 日本国内の輸送経路上の警備 情報の交換
	通信	日米両国の関係機関間の通信のための周波数（衛星通信用を含む。）の確保及び器材の提供
	その他	米船舶の出入港に対する支援 自衛隊施設及び民間空港・港湾における物資の積卸し 米軍施設・区域内における汚水処理、給水、給電等 米軍施設・区域従業員の一時増員
運用面における 日米協力	警戒監視	情報の交換
	機雷除去	日本領域及び日本の周囲の公海における機雷の除去並びに機雷に関する情報の交換
	海・空域調整	日本領域及び周囲の海域における交通量の増大に対応した海上運行調整 日本領域及び周囲の空域における航空交通管制及び空域調整

(2) テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画

平成13年11月16日

1 基本方針

本年9月11日に米国において発生したテロリストによる攻撃（以下「テロ攻撃」という。）は、米国のみならず人類全体に対する卑劣かつ許しがたい行為である。これに対し、現在、世界の国々が、立場の違いを超えて非人道的なテロリズムを非難し、力を合わせてこれに立ち向かっている。

我が国としても、国際的なテロリズムとの闘いを自らの問題と認識して、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための取組に積極的かつ主体的に寄与すると立場に立ち、憲法の範囲内でできる限りの支援、協力を行うことが重要である。

このため、「平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」（平成13年法律第113号。この基本計画において、「テロ対策特措法」という。）に基づき、協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動を実施することとする。

2 協力支援活動の実施に関する事項

(1) 協力支援活動に関する基本的事項

テロ攻撃に対応して、本年10月8日以降、米国等はタリバーン等に対する軍事行動を開始した。このような状況を踏まえ、我が国は、テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努めることにより国際連合憲章の目的の達成に寄与している米国等の軍隊等の活動に対して、以下のとおり、協力支援活動を実施する。

(2) 協力支援活動の種類及び内容

自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供として米国等の軍隊等に対して実施する協力支援活動の種類及び内容は、次のとおりとする。

ア 補給

艦船による艦船用燃料等の補給

イ 輸送

(ア) 艦船による艦船用燃料等の輸送

(イ) 航空機による人員及び物品の輸送

ウ その他

(ア) 修理及び整備

修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

(イ) 医療

傷病者に対する医療、衛生器具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

(ウ) 港湾業務

国内における船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供

(3) 協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ア (2)ア及びイに掲げる補給及び輸送を実施する区域の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 我が国の領域

(イ) 艦船による補給及び輸送については、インド洋（ペルシャ湾を含む。以下同じ。）及びその上空並びに以下のもの（インド洋及びその上空に属するものを除く。）

(a) 英国ディエゴ・ガルシア島及びそれに係る同国の領海並びにそれらの上空

(b) オーストラリアの領域

(c) インド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地又は燃料等の積卸地となる国の領域

(ウ) 航空機による輸送については、米国グアム島及びその上空並びにそれに係る米国の領海の上空、英国ディエゴ・ガルシア島及びその上空並びにそれに係る英国の領海の上空並びにインド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地、人員の乗降地又は物品の積卸地となる国の領域

(イ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して艦船又は航空機が通過する海域及び空域（(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる地域に属するものを除く。）

イ (2)ウ(ア)に掲げる修理及び整備を実施する区域の範囲は、ア(ア)及び(イ)に掲げる地域並びにこれらの地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して艦船が通過する海域（ア(ア)又は(イ)に掲げる地域に属するものを除く。）並びにア(ウ)に掲げる外国の領土とする。

ウ (2)ウ(イ)に掲げる医療を実施する区域の範囲は、ア(ア)及び(イ)に掲げる地域並びにこれらの地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して艦船が通過する海域（ア(ア)又は(イ)に掲げる地域に属するものを除く。）とする。

エ (2)ウ(ウ)に掲げる港湾業務を実施する区域の範囲は、ア(ア)に掲げる地域とする。

オ 防衛庁長官は、協力支援活動を実施する区域を公海及びその上空並びに外国の領域に指定するに当たっては、当該活動が、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるよう、また、当該活動の安全が確保されるよう、諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。

(4) 協力支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
ア 規模及び構成

(ア) (2)ア及びイ(ア)に掲げる補給及び輸送を補給艦及び護衛艦により行うための海上自衛隊の部隊(人員1,200名以内。ただし、部隊の交替を行う場合は2,400名以内)

(イ) (2)イ(イ)に掲げる輸送を輸送機及び多用途支援機により行うための航空自衛隊の部隊(人員180名以内)

(ウ) (2)ウ(ア)に掲げる修理及び整備を行う部隊は、(ア)及び(イ)に掲げる部隊とし、また、(2)ウ(イ)に掲げる医療を行う部隊は、(ア)に掲げる部隊とする。

イ 装備

(ア) 艦船

補給艦2隻以内及び護衛艦3隻以内(ただし、部隊の交替を行う場合は補給艦4隻以内及び護衛艦6隻以内)

(イ) 航空機

輸送機6機以内及び多用途支援機2機以内

(ウ) その他

(a) (2)イ(イ)に掲げる輸送を行う航空自衛隊の部隊の自衛官の数に相応する数量の拳銃

(b) 自衛隊員の健康及び安全の確保並びに(2)アからウ(イ)までに掲げる活動に必要な装備((ア)から(ウ)(a)までに掲げるものを除く。)

ウ 派遣期間

平成13年11月20日から平成14年5月19日までの間

(5) 関係行政機関によるその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品の調達及び諸国の軍隊等への譲与の実施に係る重要事項

自衛隊が実施する協力支援活動として艦船による艦船用燃料の補給を行うため、政府は、当該燃料を調達し、これを米国等の軍隊等に譲与することとする。

(6) その他協力支援活動の実施に関する重要事項

ア 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊等が協力支援活動を実施する区域の範囲及びその周辺における諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等に関する情報その他の協力支援活動の実施に必要な情報に関し、相互に緊密に連絡をとるものとする。

イ 関係行政機関の長は、防衛庁長官から、自衛隊の部隊等が協力支援活動を実施するために必要な技術、能力等を有する職員の派遣、所管に属する物品の管理換その他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、協力支援活動の実施のため必要な協力を行うものとする。

3 搜索救助活動の実施に関する事項

(1) 搜索救助活動に関する基本的事項並びに搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項並びに搜索救助活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ア 我が国は、2に定める協力支援活動又は4に定める被災民救援活動を行う自衛隊の部隊等が遭

難した戦闘参加者を発見し、又は、かかる遭難者の搜索救助について米国等から依頼があった場合に、搜索救助活動を実施する。搜索救助活動を実施する区域の範囲は、インド洋及びその上空に属する、2に定める協力支援活動を実施する区域の範囲及び4に定める被災民救援活動を実施する区域の範囲とする。なお、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これについても同様に搜索救助活動を実施するものとする。

イ 防衛庁長官は、搜索救助活動を実施する区域を公海及びその上空並びに外国の領域に指定するに当たっては、当該活動が、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるよう、また、当該活動の安全が確保されるよう、諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。

(2) 搜索救助活動の実施に伴うテロ対策特措法第3条第3項後段の協力支援活動に関する重要事項

搜索救助活動の実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う米国等の軍隊等の部隊等に対して協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供の種類及び内容は、テロ対策特措法別表第2に掲げるものとする。

(3) その他搜索救助活動の実施に関する重要事項

ア 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊等が搜索救助活動を実施する区域の範囲及びその周辺における搜索救助活動の実施に必要な情報に関し、相互に緊密に連絡をとるものとする。

イ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、搜索救助活動の実施のため必要な協力をを行うものとする。

4 被災民救援活動の実施に関する事項

(1) 被災民救援活動に関する基本的事項

パキスタン領域内の難民キャンプでは、生活関連物資の不足等から深刻な状況が生じている。かかる状況に対処するため、国際連合難民高等弁務官事務所（以下、この基本計画において、「UNHCR」という。）をはじめとする人道援助機関が救援活動を実施している。このような状況を踏まえ、我が国は、以下のとおり、被災民救援活動を実施する。

なお、パキスタンにおける医療支援等の被災民救援のための措置については、パキスタン及び国際連合等との協議・調整を行った上で、可能な限り早期に具体的な調査・検討を行い、関係行政機関による実施を目指して努力することとする。

また、パキスタン以外のアフガニスタン周辺国における被災民救援のための措置の実施について、今後の情勢の推移を見極めつつ対応していくこととする。

(2) 被災民救援活動の種類及び内容

UNHCRからの要請に基づく、生活関連物資のUNHCRへの提供（自衛隊の艦船による当該物資の輸送を含む。）とする。

(3) 被災民救援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ア 被災民救援活動を実施する区域の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 我が国の領域

(イ) パキスタンの領域

(ウ) インド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する経由地となる国の領域

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる地域に属する2つの地点を結ぶ航行に際して艦船が通過する海域及びその上空（(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる地域に属するものを除く。）

イ 防衛庁長官は、被災民救援活動を実施する区域を公海及びその上空並びに外国の領域に指定するに当たっては、当該活動が、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるよう、また、

当該活動の安全が確保されるよう、諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。

(4) 被災民救援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ア 規模及び構成

(2)に定める輸送を掃海母艦及び護衛艦（護衛艦については、協力支援活動を行うものを使用する。）により行うための海上自衛隊の部隊（人員120名以内。ただし、協力支援活動を行う護衛艦に係る人員を除く。）

イ 装備

掃海母艦 1 隻及び護衛艦 1 隻（護衛艦については、協力支援活動を行うものを使用する。）

ウ 派遣期間

平成13年11月20日から平成13年12月31日までの間

(5) その他被災民救援活動の実施に関する重要事項

ア 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊等が被災民救援活動を実施する区域の範囲及びその周辺における諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等に関する情報その他の被災民救援活動の実施に必要な情報に関し、相互に緊密に連絡をとるものとする。

イ 関係行政機関の長は、防衛庁長官から、自衛隊の部隊等が被災民救援活動を実施するために必要な技術、能力等を有する職員の派遣、所管に属する物品の管理換その他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、被災民救援活動の実施のため必要な協力を行うものとする。

5 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

テロ対策特措法に基づく対応措置を総合的かつ効果的に推進するため、内閣官房を中心に、関係行政機関の緊密な連絡調整を図るものとする。

(3) 自衛隊法の一部改正（警護出動）について

平成13年10月

1 特別の必要がある場合の警護出動

(1) 警護出動（第81条の2の新設）

内閣総理大臣は、本邦内にある自衛隊の施設又は駐留米軍の施設・区域に対する破壊行為が行われるおそれがあり、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合には、当該施設等の警護のため自衛隊の部隊等の出動を命ずることができることとする。

内閣総理大臣は、警護出動を命ずる場合には、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴くとともに、防衛庁長官と国家公安委員会との間で協議をさせた上で、警護を行うべき施設等及び期間を指定しなければならないこととする。

内閣総理大臣は、指定した期間内であっても、自衛隊の部隊等の出動の必要がなくなったと認める場合には、速やかに、部隊等の撤収を命じなければならないこととする。

(2) 警護出動時の権限（第91条の2の新設）

警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法の以下の権限を準用する。

・第2条（質問）

・第4条（避難等の措置）

・第6条第1項、第3項、第4項（立入）

警察官がその場にはいない場合に限る

- ・第5条（犯罪の予防及び制止）
- ・第7条（武器の使用）

警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官は、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用できるとし、その結果として人に危害を与えたとしてもその違法性が阻却されることとする。

上記及びの権限は、指定された施設等の警護のためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、当該施設等の外部においても行使できるとする。

警護出動を命ぜられた部隊等の自衛官が武器を使用するには、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除き、当該部隊指揮官の命令によらなければならないこととする。

2 通常時の自衛隊の施設の警護のための武器の使用（第95条の2の新設）

自衛官は、本邦内にある自衛隊の施設であって、以下のものが所在するものを職務上警護するに当たり、当該職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、当該施設内において、その事態に応じ合理的に必要とされる限度で武器を使用することができることとし、その場合、正当防衛又は緊急避難に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならないこととする。

- ・自衛隊の武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備又は液体燃料を保管し、収容し又は整備するための施設設備
- ・営舎
- ・港湾又は飛行場に係る施設設備

(4) 武力攻撃事態対処法制（有事法制）について

政府は、「我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、我が国に対する外部からの武力攻撃に際して、我が国を防衛し、国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な法制を整えておくことは、国としての責務である」として、平成14年4月26日、「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（いわゆる「武力攻撃事態対処法」）案」、「安全保障会議設置法案改正案」及び「自衛隊法等改正案」を第154国会に提案し、現在継続審議となっている。

武力攻撃事態対処法制は、これらの武力攻撃対処三法案に加えて、今後、2年以内を目標として整備する「国民の保護のための法制」、「自衛隊の行動の円滑化に関する法制」、「米軍の行動の円滑化に関する法制」などからなっている。（図参照）

本県としては、同法案の審議に当たっては、直接、県民の生命・財産を預かる地方自治体に対して国は十分な説明を行い、その意見を尊重するとともに、広く我が国の外交や安全保障のあり方も含めて国民の意見を聴取した上で、慎重に議論を尽くす必要があると考えている。

特に、沖縄に過度に集中している米軍基地に係る問題は、我が国の安全保障を考える上で単に沖縄という一地域の問題として捉えるのではなく、国民全体で取り組むべき重要な課題であると考えており、米軍基地の整理縮小を求める県民の強い意向を踏まえ、この機会に、米軍基地の負担のあり方も含めて十分に議論するよう、国に対し要望している。

武力攻撃事態への対処に関する法制の全体像について（内閣官房資料）

第154 国会提出法案

武力攻撃事態対処法案	
総則	
1	武力攻撃事態への対処に関する基本理念
2	国、地方公共団体、指定公共機関の責務
3	国と地方公共団体との役割分担
4	国民の協力
武力攻撃事態への対処のための手続等	
1	対処基本方針及びその国会承認
2	対策本部の設置、組織、所掌事務等
3	対策本部長、内閣総理大臣の権限
4	損失に関する財政上の措置
5	安全の確保
6	国連安保理事会への報告 等
武力攻撃事態への対処に関する法制の整備	
1	事態対処法制の整備に関する基本方針
2	事態対処法制の整備 国民の生命等の保護、国民生活等への影響を最小にするための措置 自衛隊の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置等 米軍の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置
3	事態対処法制の計画的整備
上記以外の緊急事態対処のための措置 武力攻撃事態以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態への対処を円滑かつ迅速に実施するために必要な施策を講ずる。	

安全保障会議設置法改正案
事態対処に係る安全保障会議の役割の明確化・強化 ・諮問事項の追加 ・議員に関する規定の整備 ・事態対処専門委員会の設置

自衛隊法等改正案
自衛隊の行動の円滑化
自衛隊法等の改正 ・物資の収用等 ・防御施設構築の措置及びこれに伴う権限 ・緊急通行 ・保管命令に従わなかった者等及び立入検査を拒んだ者等に対する罰則 ・防衛出動手当の支給等

自衛隊法による関係法の改正
・部隊の移動、輸送 ・土地の利用 ・建築物建造 ・衛生医療 ・戦死者の取扱いに関する特例措置

今後の事態対処法制の整備
(2年以内を目標として整備[- 3])

国民の生命等の保護、国民生活等への影響を最小にするための措置
[- 2 -]

- ・警報、避難、被災者救助、消防等
- ・施設・設備の応急の復旧
- ・保健衛生の確保、社会秩序の維持
- ・輸送、通信
- ・国民の生活の安定
- ・被害の復旧

自衛隊の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置等
[- 2 -]

- ・捕虜の取扱い
- ・電波の利用等
- ・船舶・航空機の航行

米軍の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置[- 2 -]

(注) 上記の各項目の中で、国際人道法の的確な実施を確保。